

宮下 理論上はその可能性がないとは言えませんが。しかし、一般に、金銭を利用した場合には、その利得は現存すると推定するものとされています。それは、一般的に、不当に利得した金銭を使えば、受益者にその分出費の節約が認められることとなるからです。

つまり、本来であれば自分の財産から支出することでその財産が減少したはずのところを、獲得した利益をこの出費に充てることにより自己の財産からの支出をせずに済んだという意味で、利益は残っているのが普通だと考えられているのです。

岡野 なるほど。では私が支払ったお金を、Yさんが生活費や、Yさんのお店の仕入代金に充てていた場合には、その分Yさんは出費を節約しているので、現存利益は残っており、返還請求できるということになるのです。

宮下 よほどのことがない限り。そのように解釈されます。ギャンブル等遊行業に浪費してしまった場合には、現存利益がなくなるというわけがあります。この場合でも、その受益がなければ浪費をすることがなかったということが確定でなければいけませんので、「浪費したから現存利益はない」という主張もすんなりとみとめられるわけでもありません。

岡野 それを聞いて安心しました。過払い分全額を取り戻せるということですね。利息は取れますでしょうか。

宮下 Yさんが、岡野さんから支払われた代金が、本来約束した代金よりも多額であることを知っていたら、請求することが可能です。また、Yさんが代金を受け取った時点では知らなくても、知った時点から利息がつくこととなります。

岡野 利息はどのくらいですか？

宮下 原則として民法の規定で年5%です（民法四〇四条）。ただし利得者が商人であり、利得物を営業のために利用し収益を上げた場合、商法の規定で年6%となります（商法五一四条）。

岡野 なるほど。

宮下 捕捉ですが、近年、今回お話しした不当利得返還請求権が凝視される場面として、サラ金、クレジットの利用者が、貸金業者に対して過払い金の返還を求める訴訟が多く見られます。利息制限法は貸し金の利息の上限を定めており、この制限を超えた利息の支払いは無効とされています（利息制限法一条一項）。

消費者金融等の貸し金業者の多くは、利息制限法で規定されている利率を超える約定利息で貸付をしており、債務者がこの約定に従って返済を続けていた場合、返済した金額を利息制限法の利息に引き直して計算すると、債務者が貸し金業者にお金を返しすぎている場合があります。この用に、元本が返済されて借入がなくなった後にさらに支払った過払い金について、不当利得返還請求をすることが可能なのです。

岡野 大変勉強になりました。今日はどうもありがとうございました。

宮下 またいつでもご相談にいらしてください。

政府広報



春季全国火災予防運動

(3月1日～7日)

消防庁

火災が発生しやすい季節です。火災の発生防止、火災による死亡事故の減少等を目指し、「春季全国火災予防運動」を実施します。火の取扱いや後始末に注意するなど、火災予防を徹底しましょう。「住宅用火災警報器」を早期に設置しましょう。

今月のことば

買参権（ばいさんけん）

水揚げした鮮魚を漁港や卸売市場から直接買い付ける権利。普通、漁港に水揚げされた魚は地方卸売市場や中央卸売市場のセリを経て、仲卸業者を通して飲食店や小売店に流通していくが、最近、外食産業各社が「買参権」の取得に動き出している。外食産業は客数減で経営環境が悪化しているため、セリに直接参加し、鮮魚の品質を落とさずに原価を抑えようという狙いである。買参権を取得するには市場開設者の承認が必要である。地元への信頼を得るために交渉が長期化したり、社員を現地に派遣するといった手間がかかるが、権利を取得すれば、鮮度の高い魚を安定供給できるメリットは大きいという。居酒屋チェーンのチムニーは東京都中央卸売市場の買参権を取得し、社員が築地市場でのセリを通して魚を直接買い付けることによって、仕入れコストが約10%削減できている。また買い付けた当日の配送が可能なので鮮度の高い魚の提供ができるようになった。

ウェブ飲み会（うえぶのみかい）

「ネット飲み会」、「オンライン飲み会」とも。わざわざ出かけるのではなく、自分の部屋で1人でパソコンの前に酒とつまみをもってきて、ネットで会話を交わしながら飲むバーチャル飲み会。あるウェブ飲み会のたった1つの約束事は、自分の酒とつまみを申告すること。「水割りと柿の種」とか「焼酎とスルメ」といった風に自分が飲んでいる酒とつまみをパソコンに打ち込むだけである。そうした後は、パソコンのモニターの画面に好きな話題を打ち込んで行くと次々とそれについての話題がほかの参加者から打ち込まれ、酒を飲みながら楽しむことができる。ウェブ飲み会の特徴は、いつでも、どこでも、何かをしながらでも参加できること。「外に飲みに出かけるとお金がかかる」「会社の友人や上司との飲み会では、説教を聞かされたり、いつも同じ話題になってしまう」といったことから、こうしたウェブ飲み会を好む若者が増えているという。サントリーの開設した「ほろよい.com」は会員制だが、自分のアバター（サイト上の分身）を決めて、テーマごとの小部屋で好きなように話すことができる。実際に会って飲み会をすると、バーチャルとリアルギャップが出てしまうので、あまりオフ会をすることはないとか。